

■令和4年度北九州市公立学校教員採用候補者選考試験での変更点について

(R3. 2. 22)

令和4年度（3年度実施）北九州市公立学校教員採用候補者選考試験より、下記のとおり実施方法等の変更を行います。詳しくは、4月1日公表予定の試験実施要項等でご確認ください。

記

1 特別選考Ⅳ「大学等推薦特別選考」対象校種の追加

【(令和3年度実施)推薦の対象となる校種等(教科)及び各大学等からの推薦可能人数】

- | | |
|-------------------|------------|
| ○ 小学校 | 5名以内 |
| ○ 中学校(美術、技術、家庭) | 各教科1名以内 |
| ○ 特別支援学校(小学部・中学部) | 小・中学部各2名以内 |

← 新たに追加!!

※ 学部及び大学院から、それぞれ上記人数の推薦を可能とする。

2 特別選考Ⅴ「社会人特別選考」の新設

【資格要件】

各試験区分の受験資格を満たし、かつ、次の①②のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 過去5年間(受験日の属する年度の前年度の3月31日まで)で、民間企業等^{※1}の社員又は職員として、継続して3年間以上の勤務経験^{※2※3}がある者
- ② 独立行政法人国際協力機構法の規定に基づくJICA海外協力隊として、継続して2年間以上の派遣経験^{※3}がある者

※1 民間企業等とは、法人格を有する企業・団体・官公庁等を指す。ただし、国公立を問わず、小・中・特別支援学校の教員としての経験は除く。

※2 勤務経験には、休職、育児休業等、勤務の実態がない期間は含まない。

※3 月途中の勤務・派遣開始又は終了であっても、1日でも在職していれば1か月とカウントする(ただし、同じ月を重複してカウントすることはできない。)

【対象者の決定】

エントリーシート等、提出書類の内容を総合的に審査のうえ、対象者を決定する。なお、審査の結果、対象とならなかった志願者は、同一の校種等(教科)の選考区分「一般選考」に出願したものとみなす。

3 特別選考Ⅵ「複数免許状所有者特別選考」の新設

【資格要件】

各試験区分の受験資格を満たし、かつ、下表の「特別選考の対象となる免許状」を所有する者又は受験日の属する年度内に取得見込みの者とする。

試験区分		特別選考の対象となる免許状	併願先となる試験区分
小学校教員		中学校教諭普通免許状	中学校教員（所有する免許教科）
		特別支援学校教諭普通免許状	特別支援学校小学部教員
中学校教員		小学校教諭普通免許状	小学校教員
		特別支援学校教諭普通免許状	特別支援学校中学部教員
特別支援 学校教員	小学部	中学校教諭普通免許状	中学校教員（所有する免許教科）
	中学部	小学校教諭普通免許状	小学校教員

※ 中学校教諭普通免許状については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語に限る。

※ 特別支援学校教諭普通免許状については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の5領域のうちいずれか1つでも所有（取得見込）であればよい。

※ 「複数免許状所有者特別選考」の受験者は、取得している免許状に応じた試験区分に併願しているものとみなし、第二次試験において、併願先の試験内容も課す。

4 第一次試験における適性検査の廃止

【第一次試験内容】

<見直し前>筆記試験（教職教養・専門試験）及び適性検査

↓

<見直し後>筆記試験（教職教養・専門試験）のみ

5 特別選考受験者（現職教員枠、障害者枠除く）の第一次試験免除

【特別選考受験者（現職教員枠、障害者枠除く）への優遇措置】

<見直し前>第一次試験のうち、筆記試験の教職教養を免除

↓

<見直し後>第一次試験を免除